



辰野町 議会だより

編集・辰野町議会広報委員会
発行・辰野町議会



Tatsuno Town
Assembly News

風ひかる・人かがやき・町あかるく
～万緑の季節～

第**29**号
平成20年(2008年)
5月1日



こいが泳ぐたつの海



3月定例会

- 病院・医療研究委員会の報告
.....P 2
- 総務産業建設常任委員会活動から
.....P 3～5
- 社会福祉教育常任委員会活動から
.....P 6～8

ちんどん屋がお目見え

病院・医療研究委員会報告

病院改革プランの策定と認可が今後のキーワード

委員会設立経緯

辰野町には、現在辰野総合病院、両小野国保病院と診療所が2箇所あり、町の医療体制を支えています。国は保険制度堅持の為に医療費抑制を命題として数々の改革を断行した結果、患者の自己負担の増大及び受診抑制、診療報酬や薬価基準の引き下げにより多くの病院の赤字化や閉鎖を招きました。また新たな研修医制度は、研修医の大都市集中化を促進し、地方では医師不足を招き、不採算診療科の閉鎖や廃業の医療機関が続出しています。医療体制の崩壊が急速に進行する中、当町では辰野総合病院の老朽化に伴う新築移転問題が持ち上がり、早期方向付けが必要のため、この問題にスポットを当て町の財政健全化と地域医療を守る

ための方策を模索しました。

委員会での論議と検討内容

医療体制をめぐる国県の考え方について

地域の医療機関が連携して医療サービス体制を構築するとともに、中核病院を指定して資金・人材（医師）を投入し、一極集中し機能の充実を推進する方向で動いています。また、地方の医師不足対策を国でも考え始めましたが時間がかかりそうです。

辰野総合病院をめぐる経営と環境状況

昨年12月、公立病院の経営改善を促すため総務省が策定した「公立病院改革ガイドライン」では、平成20年度内に公立病院改革プランを策定するよう求められています。

主な内容は、3箇年以内の黒字化、5箇年以内の病院再編やネットワーク化、経営形態の見直しなどとなっています。特に病床利用率が3年連続70%を切った場合は病床数の削減及び診療所への転換など、抜本的見直しを求めています。

また、経営効率化の指標として経常収支比率、職員給与費対医療収益比率、病床利用率などの目標値の設定が必要となりました。

病院の財政状況

医師不足と診療報酬引下げの影響により医療収益が激減しています。平成19年度は一般会計から3億円の繰入金を受けています。

運営状況

許認可数である130床では、病床利用率70%を3箇年キープすることは困難で病床数の見直しは避けて通れません。また、給与費比率や材料費比率が高く改善が求められます。「公立病院は赤字でも仕方ない」でなく黒字経営をめざすもので

なくてはなりません。

辰野総合病院の医療環境

一次医療を扱う「かかりつけ医」は町内2診療所と6医院がありますが、いずれも医師の高齢化が進んでいます。現在二次医療を受け持っている辰野総合病院が将来一次医療に回ることになれば町の医療体制は崩壊する恐れがあります。

町の財政状況

町の財政は、地方交付税の大幅な削減を受け、予算規模が減少している中、病院への繰出金の占める割合は高まっており、限度額を見極める必要があります。

地方債残高は減っているものの償還金は年24億円あります。一方、基金残高は21億円あるものの目的別に積み立てられているので病院建設への流用はできません。新財政4指標のうち実質公債費比率23・1%は県下ワースト10位にランクされています。依然として高い水準にあり財政は厳しい状況にあります。

建設に向けての課題

建設に向けてはきちんとした市場調査と経営診断を行う必要から、専門家の意見を踏まえた検討をするよう要望しました。



辰野総合病院

委員会としての報告

次の5項目を要望しました。

- 一、「辰野総合病院新築移転計画」の早期提示。
- 二、「辰野総合病院改革プラン」の早期策定。
- 三、「辰野町財政健全化計画」の早期見直し。
- 四、国・県・上伊那広域連合との綿密な協議と連携・推進。
- 五、町民への情報開示と説明責任の遂行。

委員会活動から

総務産業建設常任委員会

● 予算審査

● 陳情審査

● 条例審査

● 現場視察

● 予算審査

一般会計

歳入

暫定税率を見込んだの計上で総額72億3千7百万円、前年度当初比5%増の積極予算となりました。

主なものは、町税は個人所得の伸びなどにより5.3%増額、国庫支出金は公営住宅建設など普通建設事業の伸びにより101.1%の増額、繰入金、町債も増額、一方、国からの地方譲与税は0.7%、地方交付税は9.4%の減額がされております。

歳出

■ 議会費

前年から議員は4名減り14名となり、それに伴う事務局の経費です。さらに経費節減のため3.2%の減額となりました。

■ 総務費

『広報たつの』はカラー化され入札により費用も軽減され良いことであるが、広告掲載の営業力がある町外業者が受注しています。町内業者の受注を期待する意見がありました。

川島児童館の解体工事費について解体後の土地利用の質問に対し、借地のためまず更地にするとの説明がありました。

町政の柱である協働のまちづくりでは、地域の主体的活動を支援しています。委員からまちづくり委員会を中心に事業を検証し定着した事業をさらに伸ばしてほしい、との意見もありました。

防災面では新規事業として緊急地震速報などを伝える「全国瞬時警報システム」整備および洪水ハザードマップ作成費用が主なものです。

情報通信事業費は、地域イントラネット施設の保守

管理費、町内配備の端末機の使用料および機器の更新が主なものです。

委員から、「住基ネットを使えば全国どこでも、住民票の交付が受けられるか。」の質問に対し、全国2、3箇所の特例を除けば、ほぼ可能との説明がありました。

■ 衛生費の内水道費

上水道事業会計、各簡易水道会計への起債償還負担金、繰出金です。

■ 農林水産業費

有害鳥獣駆除対策、環境整備の推進が盛り込まれています。鳥獣被害防止緩衝帯や森林整備関連で増額になっています。

地産地消事業は今後も必要な事業であり推進を要望しました。

■ 商工費

町融資などに係る利子補給金、保証料、小規模事業

指導費補助、商工業誘致および振興補助金等各種事業への負担金、補助金が主なものです。

ほたる祭りが60周年の年に当たることから、企画を町民と行政が一体となって取り組むことへの要望がありました。

■ 土木費

用地対策事業費は、土地開発公社健全化計画による供用済公有地購入費が主なものです。

道路維持費は各区で行う道路や側溝、橋梁などの修繕を行うための原材料費や除雪の委託料が主なものです。橋梁整備費は城前橋改築



平出団地建設予定地

事業として上部工の工事が予定されております。

住宅費、および公営住宅建設事業費は、富士塚の町営住宅の補修工事費と平出団地の建設買取購入費と既存道路付け替え工事費が主なものです。

委員から「平出団地について駐車場は一世帯一台のスペースとのことですが、どこか他にもスペースをもうけ時代の流れに対応して欲しい。」などの意見が出されました。

また協働のまちづくりとして地域の人たちが資材提供を受けてお互いに協力し、知恵を出し小さな工事は自分達で最小の経費で施工していることは、大変素晴らしいことであるが、地元業者もいることからバランスのとれた工事を行って欲しいなどの要望が出ました。

土地開発公社の保有土地売却を急ぐことなどの意見が出ました。

道路問題については、地域住民と具体的に懇談を進め渋滞対策などに積極的な取り組みが必要との意見が出されました。

城前橋の橋梁附帯施設工事で城前一带の景観も考慮した町民のアイデア公募も検討されたいとの要望がありました。



下辰野の道路改良予定地

■消防費

平成16年以来の消火栓の新設、防火水槽を4基計画して災害活動の充実を図るなどの説明がありました。

本年は女性消防団員6名の応募があったという、明るい話題が報告されました。

委員から、「この機運を大切に育てつつ、より一層町民へ広報して頂きたい。」との要望が出されました。



初の女性消防団員

■公債費

今後実質公債費比率など財政指標を考慮しながら適債事業を選択し、慎重に対応することです。

■予備費

前年と同額の3千万円を計上しました。
一般会計予算は、全員一致で可決しました。

特別会計

■上水道事業会計

主な事業は、辰野駅前の下水道工事に伴う配水管布設替工、湯舟浄水場送水ポンプ更新工事です。

■簡易水道会計

8簡易水道の施設維持管理と良質な水質保全に努めるとのことです。

■小野簡易水道会計

施設更新を計画的に実施し、施設の維持管理に努めるとのことです。

■公共下水道会計

辰野駅前地区が平成20年度に整備が終了予定です。これをもって辰野町の下水道整備事業はほぼ完了となるということです。

■特定環境保全公共下水道会計

小野特定環境保全公共下水道

水道は、供用開始以来11年が経過して水洗化も順調に推移しています。今後も汚水処理場の適正な維持管理に努めていくということです。

■農業集落排水処理施設会計

5処理施設の適正な維持管理が主なものです。

委員から「5処理施設は一般会計からの繰入に依存している状況を打開するため使用料見直しは必至であるが集落によっては高齢化が進んでいることも考慮すべき。」との意見がありました。

■有線放送会計

有線放送事業は施設の維持管理が主なものです。
テレビ事業は行政チャンネルとして魅力ある番組作りに努めるとのことです。

委員からは時代の流れの中で、有線放送の見直しと、

ほたるチャンネルをより充実するよう求める意見がありました。

以上、7特別会計は全員一致で可決しました。

条例審査

■辰野町農業集落排水事業基金条例の制定について
農業集落排水事業の将来にわたる健全な管理運営を図る資金に充てるための基金を設置する条例制定です。

この条例は、全員一致で可決しました。

陳情審査

■「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣補殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情

提出者

日本熊森協会

会長 森山まり子

この陳情内容については、鳥獣被害防止特措法で満たされているため、今回あえて意見書を国へ提出しなくても良いとの意見が多く、審査の結果不採択と決しました。

■森林環境税の創設と森林・林業・木材関連産業政策の充実を求める陳情

提出者

南信地区森林労連

執行委員長 宮沢 英明

本陳情は、我が国の山村・林業は木材価格の低迷や後継者不足などにより、必要な手入れがされることなく放置される森林が急増しており、国民共有の財産として森林を維持、保全していくためには、地域住民や自治体に任せるのではなく、都市部の地域住民や自治体も一緒にあって森林・山村・山村を育て水や空気を守っていくため森林環境税を創設するとの陳情です。

委員からは、同様の制度として既に長野県で森林税の導入が決定しているため、趣旨は理解できるが新たな税創設には慎重を期すべき、との意見が多く出、全員一致で趣旨採択に決しました。

■農業委員会の必置規制の堅持に関する陳情

提出者

松田 尚正

本陳情は地方分権改革推進委員会が平成19年11月16日に地方分権改革推進にあつた「中間的な取りまとめ」を発表。その中で、農業委員会の必置規制を廃止し、地方自治体が地域の实情に応じて農業委員会の設置を任意に決定できるようにすべき、との指摘に対し、農業委員会は食糧・農業・農村基本計画に基づき、優良農地の確保及びその有効利用、担い手の育成及び確保、という使命を担っているのが現状であり、地方

分権の観点から農業委員会の必置規制を堅持すべきとの陳情です。

委員からは趣旨に異論はなく、全員一致で採択と決し意見書を内閣総理大臣及び関係大臣に提出しました。

■農業委員会の必置規制の堅持に関する意見書

1農地法等の法令業務の全国的な統一性、公平性、客観性を確保する観点から農業委員会の「必置規制」は今後も重要である。

2遊休農地の発生防止・解消や認定農業者等の担い手への農地利用集積など地域農業の振興や農政の普及浸透に果たす農業委員会の役割と機能を踏まえ、農業委員会の活動体制の整備と必要な予算の確保を図ること。

現場視察

- 町単道路改良事業（下辰野）。
- 地域優良賃貸住宅、平出団地建て替え事業。
- 地方道路交付金事業（宮木の下）。
- 土づくりセンター（小野）堆肥置場修繕工事。

以上4か所の現場視察を行いました。



道路計画調査（宮木）

委員会活動から

社会福祉教育常任委員会

● 予算審査

● 陳情審査

● 条例審査



● 予算審査

一般会計

■ 民生費

福祉タクシー・バス利用扶助の対象者を精査すべきとの意見がありました。

保育園では、一部定員をオーバーしている状況があり、こうした事態の解決策や、町全体の適正配置化など抜本的な改革を検討するように要望しました。

■ 衛生費

町保健対策推進事業での、妊婦一般検診は2回から5回と増えています。

メタボリック予防検診は各種データにより、辰野町では若い世代を対象とするほうが良いとの判断から、30～39歳を対象としています。

塵芥処理事業の厨芥ゴミ再生処理委託は、20年度新たに組み込む事業です。可燃ごみの3割～4割を生ゴミが占めているといった状況から、現在保育園、小中

学校で「生ゴミリサイクル事業」を取り組んでいます。新たにモデル地区を選んで試行しようというものです。

本年度は大石平地区70世帯を対象に行います。これにより焼却燃料を軽減して地球温暖化防止につなげていこうとするものです。また生ゴミを堆肥化することで資源の活用もねらっており、成果が期待されます。

■ 教育費

小学校教育でのパソコンリースについては、総数247台で町内小学校の全教員に1台ずつの約130台を配布します。残りは、各校のパソコン教室に配置するものです。サーバーによる一括管理のネットワーク構築により通勤途中での情報漏えい防止につなげたいと考えています。

中学校の英語指導助手招致事業は、いまの先生の任期が20年7月迄で、その後も継続できるかは未定との

ことです。

ふれあいウォーク・活活さわやかフェスティバルについては、参加者も減少気味であり今後の取り組みの検討が求められました。

特別会計

■ 国民健康保険会計

後期高齢者医療制度の開始により大きく変動し、また退職者被保険者が従来60～74歳であったものが、60～64歳となりこの減少によっても大きく変わってきています。

新たな特定健診の実施に伴い、保健師の負担が重くなり、活動を危惧する意見が出され、今後実態の検証を要するところです。

■ 第一・川島診療所会計

両診療所とも、診療報酬が減少してきているため、現在の委託料とは別に一定額を町として保証すべきではないかという意見が出され、これを委員会要望としました。

■ 後期高齢者医療会計

20年度から新たに作られた特別会計であり、この制度の該当者は昨年11月時点で3,317人が予定されています。またこのうち国保からは2,500人が移ることになり、町の人口比の約15パーセントに当たります。

普通徴収事務の難しさが懸念される意見があり、今後実務の中で検証することが求められます。

■ 老人保健医療会計

後期高齢者医療特別会計へ順次移行し、あと2年ほどで消滅するものです。20年度は2か月分の予算を組んであります。



大石平の生ゴミリサイクル事業

■町立辰野総合病院 事業会計

「収益に対して人件費割合、材料費割合が高いのは。」との指摘があり、「材料費については、広域3病院での共同仕入れなども考えられないか。」といった意見がありました。

国が在宅での看護やリハビリを指向している今、町でもこの分野に力を入れてゆくべきとの意見がありました。

現在訴訟問題がある中で、こうした訴訟に関しては広域3病院と連携して、国に対して、無過失補償制度の制定を求める運動を起こすよう委員会として要望しました。

改革プラン策定に関しては幅広い層から委員を募り開かれた運営をするよう委員会として要望しました。

■介護老人保健施設 (福寿苑) 会計

通所リハビリの伸びによる増収が見込まれています

が、定員に対してまだ余裕があるためケア・マネージャーを通しての普及など今後も努力が期待されます。

■介護保険会計

今年度は、今後3年間の老人福祉計画・介護保険事業計画策定の年であり、今まで介護、保健、建物運営など個々の問題を委員会ごとに検討していましたが、ひとつの委員会とし、その中で専門部会を持つて検討すべきとの意見でした。

以上一般会計及び特別会計8件の全議案を委員全員一致で可決しました。

●条例審査

■辰野町後期高齢者医療に関する条例の制定

後期高齢者医療制度が創設されたことにより、辰野町における業務に関する条例を制定するものです。

多くの議員からは肅々と進めて行くべきといった意

見があり、またある議員からは、先行き不透明な部分が多いことから、後期高齢者医療制度そのものに対して反対であり、当然それに付随する本条例案にも反対するといった意見がありました。



後期高齢者医療被保険者証

■町立辰野総合病院医師研究資金貸与条例の制定

辰野総合病院の医師不足解消を図り、町の医療の確保に寄与するために条例を制定するものです。

当初予算で100万円を計上しているが状況により補正予算で対応してゆくとのことでした。また、将来的には奨学金制度も設けたらどうか、といった発言もあり

ました。
委員全員一致で可決しました。

●陳情審査

■老人医療費給付事業の継続を求める陳情

提出者

長野県医療団体連絡懇談会	会長	東原 進
県難病患者連絡協議会	会長	田中 嘉典
県民主医療機関連合会	会長	渡辺 一信
県医療労働組合連合会	会長	鈴木 信光
県保険医協会	会長	

老人医療費給付事業の継続を求める意見書

この年代の方々が医療機関にかかる機会が多いことや経済的にも厳しい状況にある中、現行制度が維持され、窓口での負担が増加されないよう、委員全員本陳情に賛成し、意見書を提出すべきとしました。

県の福祉医療助成制度の老人医療給付事業は、低所得者対策として老人医療制度の一部負担に準ずる制度となっています。したがって、70歳以上の一部負担割合に抑えることが「整合性を図る。」といえるのではないのでしょうか。

つきましては、より一層県民が安心して医療・福祉をうけられるよう、次の事項を求めます。

記

県の福祉医療助成制度の老人医療費給付事業については、少なくとも70歳以上の窓口負担が1割のうちは、

現行制度のまま1割とすること。

70～74歳の窓口負担増がなされたとしても、2割の負担を超えないように制度を存続すること。

として、長野県知事に意見書を提出しました。

■保険業法から共済制度の適用除外を求める陳情

提出者

長野県保険医協会

会長 鈴木 信光

長野県商工団体連合会共済会

理事長 須澤 修二

長野県民主医療機関連合会

共済組合連絡会

会長 森 正明

長野県勤労者山岳連盟

会長 清水 馨

本陳情は、新保険業法施行の経過措置を1年間延長すること。

根拠法を持つ農協・生協共済などとともに、非営利団体がその構成員などを対象に実施し、運営を構成員などが監督しうる仕組みが

ある共済制度は、新保険業法による規制と負担から適用除外にすること。の意見書を国の関係機関に提出することを要望した陳情です。

多くの住民が何かしら加入している身近な制度であり、こうした共済制度を守るとした本陳情に委員全員が賛成し、意見書を提出すべきとして採択しました。

新保険業法の「経過措置期間」の延長を求める意見書
「保険業法等の一部を改正する法律」によって、各団体がその目的の一つとして構成員のために自主的に健全におこなっている共済制度が存続の危機に迫り込まれています。

各団体が会員の福利厚生を目的に実施する共済制度は、名称や仕組みなどは異なりますが、それぞれの構成員の切実な要望をふまえて創設され、今日まで運営実績を積み重ね、健全に運営されてきた歴史がありま

す。それが次々に失われ、加入者の権利が奪われ、将来に向かっての保障を断念させられるなど、事態は深刻化しています。具体的手立てをとることに一刻の猶予も残されていません。よって、「経過措置期間」の1年間延長を直ちに実現するよう求めます。

新保険業法の「適用除外」を求める意見書

「保険業法等の一部を改正する法律」によって、各団体がその目的の一つとして構成員のために自主的に健全におこなっている共済制度が存続の危機に迫り込まれています。

共済制度は、団体の目的と構成員・地域内の助け合いのために作られ、日本の社会に深く浸透しています。団体や地域内で「仲間同士の助け合い」のために、自主的に健全に運営してきた共済は「利益」を目的とする保険業とは全く違います。その共済に対して、株

式会社や相互会社化を強いて、民間保険会社と同列にさまざまな規制と負担を押し付けられ、多くの共済は存続不可能となり、消費者保護という本来の法改正の趣旨に反します。

根拠法を持つ農協、生協共済などとともに、非営利団体がその構成員等を対象に実施し、運営を構成員等が監督しうる仕組みがある共済制度を、新保険業法による規制と負担から除外にする等、新しい基準を設け、法律上で適用除外を実現するよう求めます。

以上2意見書を内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、金融庁長官の3氏に提出しました。



塩尻情報プラザの視察

編集後記

花冷えという季節が過ぎ、この便りが皆様のお手元に届く頃は、百花繚乱の山野になっていることでしょう。

議員になつてちょうど一年が経ちました。手探りで始まった『議会だより』の編集も、お蔭様にて4号目を数えるまでになりました。いささか旧聞になりますが、新年に入り塩尻市議会との親善交流会が開催され、塩尻市に行つてきました。市内研修視察では、○広丘駅東自由通路○塩尻情報プラザ○塩尻インキュベーションプラザの各建築物を見させていただき、そのスケールの大きさと未来志向の構想に感嘆しました。今後のまちづくりに大変参考になった有意義な半日でした。

広報委員長 岩田 清
副委員長 永原 良子
委員 中村 守夫

宮下 敏夫
船木 善司
中谷 道文